

平成19年11月19日より

登録事項等証明書

請求方法が

平成18年5月に公布されました改正道路運送車両法の施行により、平成19年11月19日から登録事項等証明書を請求される際に以下の点について明示していただくこととなりました。皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

1

自動車登録番号と車台番号(下7桁)の明示

個人情報保護の観点から、自動車登録番号と車台番号を明示して頂きます。

2

本人確認

登録事項等証明書を実際に取りに来られる方の本人確認のため、運転免許証等の提示をお願いします。

3

請求理由の明示

登録事項等証明書を請求の理由を、何のために必要なのか具体的に明示して下さい。

4

請求書(第3号様式)の変更

上記の事項を明示していただくため、請求書の様式が変更となります。当面、現在の様式を使用することが可能です。

変更になります。

上記以外にも、変更となる部分があります。詳しくは裏面をご覧ください。

『登録事項等証明書』請求方法の変更について

国土交通省では、個人情報保護を強化する観点から、『登録事項等証明書』請求交付業務について平成19年11月19日(月)より下記のとおり取り扱うこととなりましたのでお知らせします。

記

1. 請求の際に明らかにしていただく事項 (交付請求書に記載してください。)

	項目	記事
(1)	請求の事由	① 何のために必要なのかを具体的に記入して下さい。 ② 不当な目的の場合、交付できません。
(2)	請求者の氏名及び住所	① 請求に来られた方の個人の氏名、住所を記載して下さい。 ② 請求書に記載された氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載された運転免許証等の提示が必要です。(下記2参照)
(3)	自動車登録番号及び車台番号	① 『自動車登録番号』だけでは請求できません。 『自動車登録番号』と『車台番号の下7桁』の記載が必要です。 ② 『車台番号』だけの請求はできますが、全桁の記入が必要です。 ※例外: 『自動車登録番号』だけで請求できる場合 私有地における放置車両の所有者・使用者を確認する場合 ○ 車両が放置されている場所 ○ 見取り図 ○ 放置期間 ○ 放置車両の写真 を明確にして請求して下さい。 【様式については、窓口でお尋ね下さい。】

2. 請求者の本人確認を行う際に提示していただく書類 (請求の際、窓口で提示してください。)

交付請求書に記載されている氏名及び住所が記載されているもので、以下のいずれかのもので

- (1) 運転免許証
- (2) 健康保険の被保険者証
- (3) 外国人登録証明書
- (4) 住民基本台帳カード
- (5) その他法令の規定により交付された書類であって、本人確認ができる書類

登録事項等証明書の請求方法が変わりました

【19年11月19日から】

【主な変更点】

- ・『[自動車登録番号](#)』と『[車台番号](#)』の双方を請求書に記載していただきます。
- ・請求する方の[本人確認のための書面を提示](#)していただきます。
- ・どのような理由で請求されるのか、[具体的な請求事由を記載](#)していただきます。

Q1 今後、自動車登録番号(以下登録番号という)だけで、登録事項等証明書(以下登録証明という)の請求はできないのですか。

19年11月19日から制度が変わり、登録番号だけでは請求できません。自動車登録番号と車台番号下7桁の記載が必要となります。

Q2 車台番号の下7桁がわからなければ請求はできないのですか。

請求できません。

Q3 なぜ、そうなったのですか。

近年、登録証明を悪用して、自動車の窃盗や恐喝等の犯罪を行ったり、ダイレクトメール等に使用されるケースが増えています。これは、現在の登録証明が、自動車登録番号だけで請求できることを悪用したものです。
このため、個人情報保護対策を一層強化する観点から、登録事項等証明書の交付にあたっては、自動車登録番号及び車台番号を求めるとしました。

Q4 登録番号と車台番号下7桁が完全に一致していないと請求できないのですか。

請求できません。

Q5 車台番号が7桁未満の自動車の場合、請求書にはどう記載するのですか。

例えば、6桁しかない場合は、その6桁を記載して下さい。

Q6 車台番号が『ABC-123456』のような自動車の場合、請求書にはどう記載するのですか。

『-123456』と記載して下さい。

Q7 車台番号が『愛12345愛』のような場合、請求書にはどう記載するのですか。

『愛12345愛』と記載して下さい。

Q8 車台番号だけでは請求できないのですか。

請求事由により、登録番号を明示できないことがやむを得ないと確認できる場合は、車台番号だけの請求はできますが、車台番号全桁の記載が必要です。

Q9 所有者本人であっても、登録番号だけで請求できないのですか。

登録番号だけでは請求できません。所有者本人であっても、登録番号と車台番号(下7桁)の双方が必要です。

【裏面もご覧下さい。】

Q10 請求の際には、本人確認をする書類が必要ですか。

請求書に記載されている交付請求者の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている運転免許証などを窓口で提示していただきます。

Q11 本人確認をする書類は運転免許証以外でも良いのですか。

請求書に記載されている交付請求者の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳カードなどでも可能です。

Q12 自宅前の公道に違法駐車車両があるので注意したいのですが、登録番号だけで請求はできますか。

登録番号だけでは請求できません。公道における違法駐車車両については、警察にご相談下さい。

Q13 当て逃げに遭い、相手の自動車の名義人を調べたいのですが、登録番号だけで請求はできますか。

登録番号だけでは請求できません。当て逃げなどの場合は、警察にご相談下さい。

Q14 私有地に自動車を放置されて困っているのですが、登録番号だけで請求はできますか。

放置されている車両の放置状況が判る図面、車両の写真及び放置日数等を記載した書面を添付の上で請求のある場合に限り登録番号だけの請求ができます。書面の様式については、別紙を参照されるか、若しくは窓口にご相談下さい。

Q15 請求事由は『所有者を確認したい』と記載すれば良いですか。

いいえ、『何のために所有者を確認したい。』といった具体的な請求事由の記載が必要です。

Q16 請求事由を記載しなかったり、『何のために必要なのか』を記載しなくても受理されますか。

受理できません。また、盗難やストーカー行為などの不当な目的に使用される恐れがある場合や個人のプライバシー侵害の恐れがある場合には受理できません。

Q17 行政書士が請求する場合はどうするのですか。

請求者欄には、行政書士名及び事務所所在地を記載し、日本行政書士会連合会発行の『行政書士証票』を窓口で提示して下さい。

Q18 行政書士の補助者が窓口に来る場合はどうするのですか。

請求者は、行政書士名となりますが、窓口で提示していただく身分証明書は、都道府県行政書士会発行の『補助者証』となります。その為、請求書の「本人確認書類」欄には、『補助者証』である旨と「補助者の方の氏名」を記載してください。

Q19 改正後における旧3号シートはどうなるのですか。

制度改正後も使用できます。なお、旧3号シートには「本人確認書類」欄がないので、当該シート若しくは手数料納付書の余白に支局等に準備したゴム印等で確認する書類を記載してください。

私有地放置車両関係位置図

自動車登録番号 _____

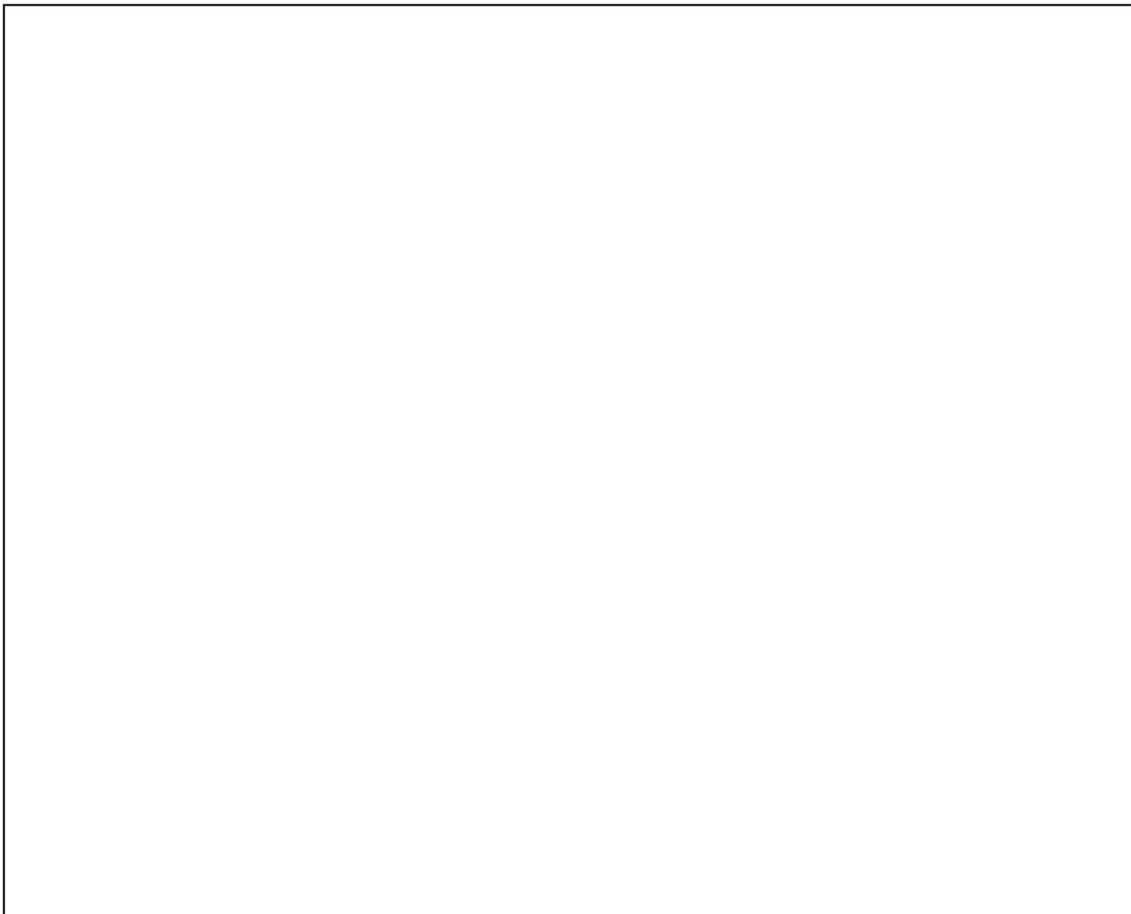
放置場所 _____
(番地まで記入してください)

放置日数 平成 年 月 日頃から _____

請求者 氏名 _____

住所 _____

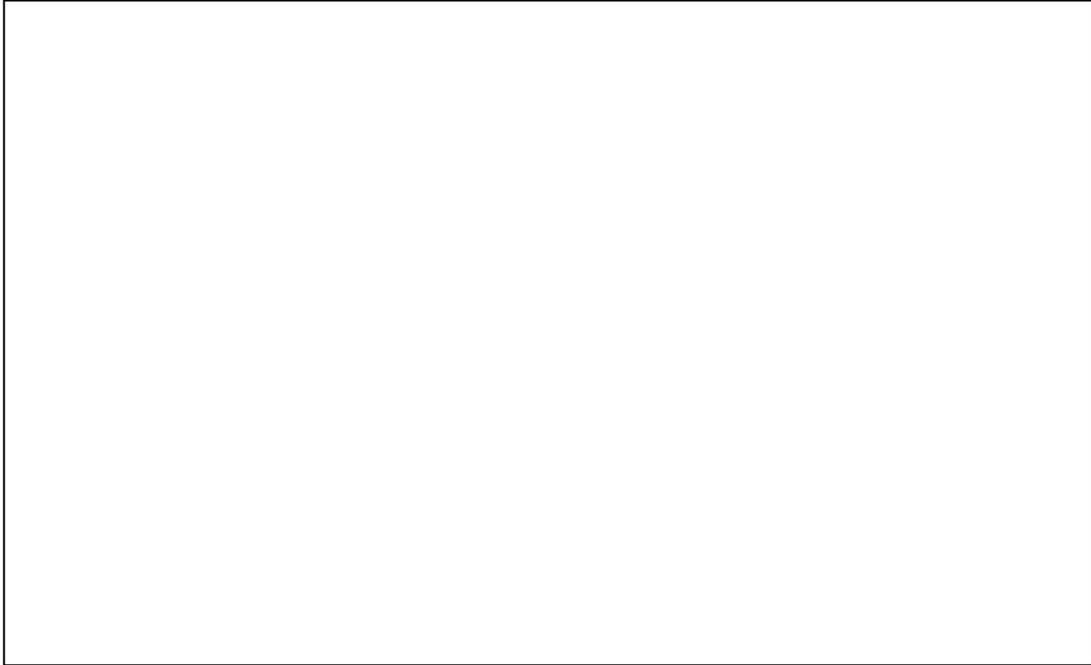
※放置車両のある場所を図にしてください。(地図添付可)



※裏面に写真を添付してください。

私有地放置車両写真

①放置状況のわかる写真(当該車両の全景及び周りの景色が写っているもの)



②当該車両の前方又は後方から写した写真(自動車登録番号がわかるもの)

